

最高裁秘書第2112号

令和7年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

3月19日付け（同月24日受付、第060515号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法研修所教官室内で共有されているマニュアル（最新版）（自由と正義2025年3月号60頁に記載されている、石黒清子元司法研修所民事弁護教官の「教え方についても、漏れなく一定のレベルは絶対に確保されるように、事前に教官室内でマニュアルも作成しているので、教え方についての心配はいらないです。」という発言参照）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）